

令和8年度スポーツ・インテグリティ推進事業  
「スポーツ団体ガバナンスコードの実効化に向けた支援」

仕 様 書

令和8年2月25日  
スポーツ庁競技スポーツ課

## 1. 事業名

令和8年度スポーツ・インテグリティ推進事業「スポーツ団体ガバナンスコードの実効化に向けた支援」

## 2. 事業の趣旨及び経緯

中央競技団体（以下「NF」という。）<sup>※1</sup>は、対象競技に関する唯一の国内統括組織として、多くのステークホルダーに対して様々な権限を行使し得るなど、大きな社会的影響力を有するとともに、各種の公的支援を受けており、国民・社会に対して適切な説明責任を果たしていくことが求められる公共性の高い団体である。

NFはスポーツ庁が令和元年度に策定したスポーツ団体ガバナンスコード（以下「コード」という。）<sup>※2</sup>に基づき、ガバナンスの確保に向けた取組を進めているものの、相談相手の不在によるノウハウの不足などの理由により、単に適合性審査を通過することを目的とした取組になっているケースも散見される。

そのため、NFが真にガバナンスの確保につながる取組を実施できるよう、コードの実効化に向けた支援を実施する。

※1：本委託事業における中央競技団体とは、スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉の対象となる、公益財団法人日本スポーツ協会（JSPPO）に加盟する中央競技団体（※準加盟団体を含む。）、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）に加盟する中央競技団体（※準加盟団体・承認団体を含む。）、及び公益財団法人日本パラスポーツ協会（JPSA）に加盟する中央競技団体のうち日本パラリンピック委員会（JPC）に加盟する団体を指す。

※2：コードの詳細については、次のスポーツ庁ウェブサイトを参照すること。

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop10/list/1412105.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/1412105.htm)

## 3. 事業の内容

(1) ガバナンスコードの理解増進及び中央競技団体同士の横連携に向けた説明会・ワークショップの実施

NFの役職員に対し、コードの理解増進を図るための説明会を実施する。

また、NFがコードを遵守した上で自発的・積極的な取組を推進できるよう、説明会と同時に、実際の業務に即した対応を実践的に学べるようなワークショップを実施する。なお、ワークショップにおいては、団体間の情報共有や横連携が促進されるような機会を確保すること。

説明会・ワークショップのテーマについては、スポーツ庁と協議の上決定すること。

説明会・ワークショップの実施後に、参加者に対するアンケートを実施することで、説明会・ワークショップによるコードの理解増進等の効果について検証すること。

説明会・ワークショップの実施計画については、次の令和7年度事業の実施内容・実施規模を参考に提案すること。

【令和7年度第1回】

日程：令和7年11月27日（木）14：30～17：00

会場：JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 14階  
岸清一メモリアルルーム（対面開催のみ）

参加人数：約50名

実施内容：①説明会

- ・ガバナンスコードが求められる背景（スポーツ団体ガバナンスコードの背景）
- ・ガバナンスコード関連事例の紹介（原則12）

②ワークショップ

- ・不祥事が生じた際の対応～組織による不祥事～

③ネットワーキング

【令和7年度第2回】

日程：令和8年1月20日（火）14：00～16：30

会場：JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 14階  
岸清一メモリアルルーム（対面開催のみ）

参加人数：約40名

実施内容：①説明会

- ・競技団体によるガバナンスコード遵守に向けた取組の事例紹介

- ・パネルディスカッション

②ワークショップ

- ・ガバナンス順守のためのリスクアセスメント
- ・実施及び計画しているコンプライアンス計画

③ネットワーキング

(2) 中央競技団体の財務情報のとりまとめ

NFの令和7年度財務情報のとりまとめを実施する。各NFの決算資料等を参考に、経常収益（財産運用益、競技者／団体からの収入、事業収益、補助金／助成金、受取寄付金、その他（雑収益等）、その他（前期繰越金等））及び経常費用（事業費、管理費）の金額及び割合等について取りまとめるとともに、過年度数値との比較等により、傾向を分析すること。

調査実施にあたっては、随時進捗状況をスポーツ庁に対し報告すること。また、調査項目や分析の視点等を検討する際には、有識者等の助言を踏まえるとともに、スポーツ庁と十分に協議を行うこと。

(3) ガバナンスコードにおける現況調査

NFにおける適正なガバナンスの確保に向け、国内統括団体であるJSP O、JOC及びJPCは、NFに対しコードの適合性審査を実施しているが、令和9年度には全団体が2巡目の審査を終えることから、令和8年度中にコ

一ドの改定要否を含めた方向性を検討する必要がある。

そのため本調査においては、統括団体やNFへのアンケート及びヒアリング、適合性審査の審査結果※等を通じ、令和5年改定後のコードへの対応状況等の現況を取りまとめるとともに、NFが抱える課題の傾向分析を行う。

その他取りまとめが必要な事項があれば、スポーツ庁と協議の上、調査を実施すること。

上記の事業を通じて、調査項目や分析の視点等を検討する際には、有識者等の助言を踏まえるとともに、スポーツ庁担当官と十分に協議を行うこと。

※：過去の審査結果は以下のとおり。

<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1273.html>

#### 4. 委託契約期間

委託契約日 ～ 令和9年3月19日（金）

#### 5. 成果物

本事業における成果物は以下のとおりとし、電子ファイル形式で授受することとする。

- ・成果報告書（財務情報調査、ガバナンスコードにおける現況調査の報告書を含む）
- ・説明会・ワークショップ投影資料
- ・説明会・ワークショップ撮影動画

#### 6. 納入期限

令和9年3月19日（金）

#### 7. 納入先

東京都千代田区霞が関3-2-2  
スポーツ庁競技スポーツ課競技団体組織基盤強化係  
TEL：03-6734-3574 内線3574  
E-mail：[kyosport@mext.go.jp](mailto:kyosport@mext.go.jp)

#### 8. 事業規模

事業規模は12,000千円（税込）を上限とする。

#### 9. 応札者に求める要求要件

##### （1）要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「（2）要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「\*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。

- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「スポーツ・インテグリティ推進事業審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「令和8年度スポーツ・インテグリティ推進事業におけるスポーツ団体ガバナンスコードの実効化に向けた支援 総合評価基準」に基づくものとする。

## (2) 要求要件の詳細

### 1 業務の実施方針

#### 1-1 内容の妥当性、独創性

- \* 1-1-1 提案内容が仕様書記載の本事業の趣旨・目的に合致していること。
- \* 1-1-2 仕様書の記載の内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕

#### 1-2 事業実施方法の妥当性、独創性

- \* 1-2-1 事業実施の方法が妥当で具体的かつ明確であること。〔その方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕
- \* 1-2-2 コード実効化に向けた中央競技団体間の横連携を推進するワークショップ等の手法が明確に示されており、妥当であること。

#### 1-3 作業計画の妥当性、効率性

- \* 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

### 2 組織の経験・能力

#### 2-1 組織の類似業務の経験

- 2-1-1 過去にスポーツ団体向けの研修会や調査、その他類似の業務を実施した実績があれば加点する。〔類似業務の実績内容により加点する。〕

#### 2-2 組織の業務実施能力

- \* 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。
- \* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財政基盤、経理能力を有していること。

#### 2-3 業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。

### 3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

#### 3-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 3-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以降の基準）策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は次世代法に基づく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以降の基準）策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
- スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニーの認定を受けていること。

#### 4 賃上げを実施する企業に関する指標

##### 4-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する（いずれかを応募者が選択するものとする）。

4-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

4-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

#### 10. 検査

受注者による委託業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

#### 11. 守秘義務

受注者は、本業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本業務以外に使用しないこと。

## 1 2. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

## 1 3. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・4-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・4-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表 (375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、4-1-1 の場合は「合計額」と、4-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

## 1 4. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

## 1 5. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

## 1 6. その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、業務の進捗状況等を把握するため、必要に応じ報告を求めることがあるので、スポーツ庁からの求めに応じ、メール、電話等により報告すること。
- (2) この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行うものとする。